

行政視察等報告書

令和6年2月2日

知立市議会議長 様

報告者	中島 清志 (篤心会)
日時	令和6年1月25日(木)・26日(金)
視察(研修)場所	参議院議員会館・経済産業省
目的	省庁レク・国政要望会
<p>(概要)</p> <p>【省庁レク】</p> <p>≪1月25日(木)≫</p> <p>■マイナンバーカードの普及促進・利活用の拡大</p> <p>相手方：デジタル庁 参事官補佐 小池 光一氏 デジタル庁 国民向けサービスグループ参事官補佐 近藤 宗一郎氏 デジタル庁 国民向けサービスグループ統括官付参事官付 深川 航平氏</p> <p>(内容)</p> <p>○マイナンバー制度の概要と現状</p> <ol style="list-style-type: none">1. マイナンバーの付番・利用及び情報連携2. マイナンバー制度の拡充3. マイナンバーカード(個人番号カード)4. マイナポータル <p>○マイナンバーを利用できる事務</p> <ol style="list-style-type: none">1. 社会保障分野2. 税分野3. 災害対策分野4. その他の行政分野 <p>○本人確認ツールとしてのマイナンバーカード</p> <ul style="list-style-type: none">・対面での本人確認・電子的な本人確認⇒大きな役割となっている <p>○マイナンバーカードについて</p> <ol style="list-style-type: none">①マイナンバー：法令で利用できる主体が限定②電子証明書：民間も含めて幅広く利用が可能③空き領域：民間も含めて幅広く利用が可能 <p>○マイナンバーカードの安全性</p> <ul style="list-style-type: none">・なりすましは、不可能：顔写真入りなので、対面での悪用は困難・プライバシーの高い個人情報が入っていない：ICチップ部分には、税や年金などの個人情報記録されていない・マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない・オンラインでの利用には、電子証明書を使用するためマイナンバーは使用しない	

○マイナンバーカードの申請・交付状況

- ・令和6年1月15日現在で申請：9,918万枚（約79.1%）、交付：9,758万枚（約77.8%）

○マイナンバーカード利用シーンの拡大構想

（1）オンライン市役所サービス構想

- ・引越し手続きオンラインサービス：2023年2月開始、申請実績約52万件。
主な効果は、住民の利便性向上（転出元市区町村への原則来庁不要）、市区町村の事務を効率化
- ・子育て介護等（31 手続）のオンライン化

①地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況

- ・マイナポータルにおける子育て介護関係の26 手続きのオンライン化取組状況：全自治体の割合は、65.1%。知立市は、対応済。

②国家資格等オンライン・デジタル化の概要

- ・医師、看護師等の約30の社会保障に係る国家資格等については、マイナンバーを利用した手続きのデジタル化を進める。

③マイナンバーカードを活用した「ふるさと納税ワンストップ特例」のオンライン申請

- ・申請者は、書類の準備や郵送の手間をかけることなく、手軽で正確に手続き完結
- ・自治体は、正確なデジタルデータで受け取るため、紙を扱う手間が減り事務負担軽減

（2）市民カード化構想

①様々な市役所サービスを受けられるようにする

- ・図書館カード、印鑑登録証、コンビニ交付、避難所受付など

②職員カードとして利用し効率よくセキュリティを高める

- ・出退勤管理など

③マイナンバーカード利活用シーンの拡大

- ・施設利活用、防災避難所、選挙投票所受付、窓口DX、公共交通、図書館、地域通貨ポイント、市民ポータル、医療、子育て、健康、行かない窓口、電子申請
⇒窓口DX、行かない窓口への利活用が進んでいる。次いで、図書館、印鑑登録

④マイナンバーカードの健康保険証利用

- ・オンライン資格確認の導入状況は、保険医療機関薬局全体の91.1%が準備完了施設。87.7%が運用開始施設。

（3）安全・便利なオンライン取引構想

- ・様々な民間サービスや場面で利用できる

①公的個人認証サービス（JPKI）の概要

- ・インターネット等によるオンライン手続きや取引において、電子証明書により安全確実な本人確認を行うためのサービス。（公的個人認証法）
- ・なりすましや改ざん、送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

②公的個人認証サービス（JPKI）のメリット

（顧客メリット）

- ・氏名、住所、性別、生年月日が自動で申請画面に転記されるため、手入力が不要
- ・本人確認の申請から完了までにかかる時間が約2分の1に短縮

（事業者メリット）

- ・偽造された本人確認による犯罪目的等の不正な申請が大幅に減少
- ・撮影画像や入力された住所の目録チェック等による事務コストが約3分の1に減少

③公的個人認証サービス（JPKI）の利活用事例

- ・銀行口座開設時の本人確認、各種サービスやポイント利用の本人確認

【所感、知立市政への反映に向けた課題等】

マイナンバーカードについては、政府がマイナンバーカードの普及率向上のため、最大 2 万円分のマイナポイントを付与する施策を実施。マイナポイント実施直後は急激な申請数増加となり、国民の関心を集めることに成功し、さらに、2022 年 10 月に政府が発表した紙の保険証を 2024 年秋に原則廃止するという方針を受け、マイナンバーカードの申請数増加が加速している。一方で、マイナンバーカードに対して否定的な意見が一定数あるのも事実であり、今後は、マイナンバー制度への懸念点をクリアにし、行政事務の効率化と市民の利便性の向上が図れる社会の実現が求められているのではないかと感じる。合わせて、今回ご説明を頂いた中で、公的個人認証サービスについての認識が深まりました。公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで利用者本人の認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を公的に行うための安全・確実な本人確認を行うためのサービスであり、行政機関だけでなく、民間事業者の各種サービスにも導入して利用できること。公的個人認証サービスを利用することで、顧客サービス向上や事務コスト削減等の効果が期待され、顧客が本人確認書類や申込書を記入、郵送するコストや時間を削減でき、民間事業者が書類の受付や審査に要する作業負担を軽減できること。そして現在、公的個人認証サービスを利用している民間事業者は 447 社になり、銀行・証券口座開設やローン契約等、様々な場面で利用されている。この仕組みが公的個人認証法に基づき、国と地方公共団体が共同で管理する法人である地方公共団体情報システム機構により運営されており、最も高いレベルのセキュリティや信頼性を備えていること。民間企業の作業負担軽減や事務コストの軽減が図られると同時に、他の自治体でも顔認証による生体パスポートにより様々なサービスを「手ぶら」で受けられ、便利で安全に過ごすことができる未来社会の実現を目指し、マイナンバーカードによる公的個人認証の結果をもとにした生体パスポートにより、医療機関、避難所、行政手続きなどあらゆるサービスにおいて個人認証が可能な仕組みを構築し、決済情報も紐づけることで、交通機関や買い物などのユースケースを市内全域に拡大している地域もある。デジタルインフラとなるマイナンバーカードの普及や、ビジネスしやすい環境の構築に向けて、マイナンバーカードで個人認証した顔情報を利用し、ID・パスワードから解放された圧倒的に利便性の高い安心・安全な社会の構築も必要ではないかと感じました。

《 1 月 26 日（金） 》

■外国人の受け入れ・共生に向けた文部科学省の取り組みについて

相手方：文部科学省 大臣官房国際課 教育改革調整官 櫻井 康仁氏

文部科学省 総合教育政策局 国際教育課 課長補佐 岡嶋 美和氏

文部科学省 大臣官房国際課 国際協力企画室 外国人教育政策企画係長 林 哲子氏

(内容)

○日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実

- ・この 10 年で日本語指導が必要な児童生徒数は 5.8 万人（令和 3 年現在）1.8 倍になり、それ以外の国内の日本語学習者数は 22 万人（令和 4 年現在）1.6 倍に増加。令和 5 年度以降、高度人材向けの新たな在留資格の創設や特定技能の対象分野拡大等が実施予定されており、在留外国人の更なる増加が見込まれる。
- ・外国人が教育、就労、生活の場で円滑にコミュニケーションを図り、日本人とともに学び生活できる環境整備のため、日本語教育と外国人児童生徒等の教育等の充実が必要。

○高度外国人材子弟の教育環境の整備日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実

- ・高度外国人材の呼び込みは、我が国において大きな政策課題となっている。他方、外国人材が日本での勤務を行う際に、その子弟に魅力的な環境整備が整備されていることを求める傾向にある。これらを受けて、今後、全国の自治体や学校等へ横展開することを目指

し、高度外国人材にとって魅力的な教育環境となるモデルを創出する。

○外国人学校における保健衛生環境整備事業

- ・我が国に在留する外国人の子供の数は増加傾向にある。しかし、外国人学校の多くは各種学校又は認可外施設であり、保健衛生に係る基準は適用されない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、外国人学校における保健衛生環境の向上に向けた取組を求められるようになった。
- ・我が国に在留する外国人の子供の健康の確保や外国人との共生社会の実現、国民の安全といった観点から外国人学校に対して適切な情報発信と相談体制を整備する。

○共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等教育の推進

- ・外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れており、教科書の無償給与、就学援助を含め、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
- ・公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍含む）は約10年間で1.8倍増となる。他方、こうした児童生徒のうち1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない。
- ・また、不就学の可能性のある外国人の子供の数は、令和4年度の調査では、約8,000人。前回の令和3年度調査（約1万人）から減少しているものの、いまだに外国人の子供が不就学状況にある可能性がある。

⇒外国人の子供の就学促進を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援体制を充実させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

○文部科学省では、これまで以下の事項を実施してきた

- ①日本語指導が必要な児童生徒に対して取り出し「特別の教育課程」の制度化
- ②日本語指導に必要な教員定数の着実な改善
- ③外国人児童生徒等に対する日本語指導に取り組む自治体に対する支援

○日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性

①現状

- ・国内の日本語学習者数は、約28万人となり過去最高
- ・日本語学習者の増加、日本語教育実施機関数の増加だが、日本語教師数は近年横ばい。

②留学生・就労者・生活者の共通課題＝日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- ・教育の質の担保の為の仕組みが不十分
- ・日本語教育機関選択の際、教育水準等について正確必要な情報を得ることが困難
- ・専門性を有する日本語教師の質的量的確保が不十分
- ・地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況
- ・オンライン教育の環境整備の充実が必要

③方向性

- ・新たな法案検討：質が確保された認定日本語教育機関、日本語教師の資格化
- ・制度実現に向けた取組推進：文部科学省だけでなく、法務省、厚生労働省、外務省、経済産業省、総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

○認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像

- ・日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- ・文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- ・認定日本語教育機関の設置者は、生徒募集のためのその他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

○認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度

- ・認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質や能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

○外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

- ①令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- ②都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
- ③文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、（報告）（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。

※令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

【所感、知立市政への反映に向けた課題等】

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった方々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、多文化共生社会を実現するためにも最も積極的に取り組むべき重要な課題であると考えます。今回の説明では、外国人材の受入れや共生のためには、外国人材の円滑かつ適正な受入れや「乳幼児期」、「学齢期」、「就労期」、「高齢期」といったライフステージサイクルに応じた支援、外国人に対する支援等外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化も必要と感じました。しかし、最も重要なのは、円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組を如何に進めていくことかであり、都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、日本語教育の内容やレベルに対応した分野別の教育モデルの開発、生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供や生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得することによって外国人材が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備をすること。合わせて、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備をすることによって、日本語教育の質の向上が図られるものだとわかりました。知立市も「多文化共生の未来都市知立を目指して～日本人・外国人誰一人取り残さない持続可能なまちづくり～」というSDGs未来都市として、これからの地域社会を共につくる一員として外国人材も含めた全ての人が安全に安心して暮らすことができる社

会。様々な背景を持つ外国人材を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある共生社会を構築するためにも、知立市が文部科学省や法務省といった国の機関、愛知県と地域の外国人材の受入れる企業や経済団体とも連携していくことが重要であると感じました。

【国政要望会】

≪ 1月25日（木） ≫ 経済産業大臣政務官 衆議院議員 石井 拓様

≪ 1月26日（金） ≫ 参議院議員 酒井 庸行様

（内容）

- 学校給食費無償化
- 外国人学習支援及び多文化共生推進支援
- 地方公共団体情報システム標準化対応支援

※報告書は視察（研修）場所ごとに作成してください。

報告書は視察（研修）終了後1週間以内に提出してください。